

源泉所得税の改正のあらまし



日スウェーデン租税条約関係



平成 26 年 10 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- 源泉所得税の納付は e-Tax で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書」（以下「改正議定書」といいます。）が平成 26 年 10 月 12 日に発効し、源泉所得税については平成 27 年 1 月 1 日から適用開始されることになりました。この改正議定書は、昭和 58 年に発効（平成 11 年に一部改正が発効。）した日スウェーデン租税条約（以下「現行条約」といいます。）の一部を改正するものであり、両国間の投資交流を一層促進するため、配当、利子及び使用料の投資所得について、これらの所得が生じた締約国（以下「源泉地国」といいます。）における免税の対象を拡大するとともに、これに伴う租税回避行為を防止するための規定を導入しています。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

（注） このパンフレットは、平成 26 年 10 月 12 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 配当、利子、使用料について、源泉地国における課税が減免されました。

相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料について、源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減・免除されました。

【配当】

- (1) 現行条約では、一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対する源泉地国における課税については、以下のとおり規定しています。
 - ① 利得の分配に係る事業年度の終了の日在先立つ 6 か月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権のある株式の 25% 以上を所有する法人に支払われる配当（親子会社間配当）については、限度税率 5%
 - ② 上記①の親子会社間配当の受益者が上場法人等である上記①の配当については、免税
 - ③ 我が国の特定目的会社等が支払う上記①及び②の配当については、限度税率 15%
 - ④ 上記①及び②以外の配当については、限度税率 15%
- (2) 改正議定書による改正後の条約（以下「条約」といいます。）では、親子会社間の配当については、「配当の支払を受ける者が特定される日」をその末日とする 6 か月の期間を通じ、その配当を支払う法人の議決権の 10% 以上を直接又は間接に所有する法人（組合を除きます。）である場合には、源泉地国において免税と

されました。

これらの配当以外の配当については、源泉地国における限度税率は10%とされました。

(注) 「組合」には、一方の締約国において租税に関し法人格を有する団体として取り扱われ、かつ、その一方の締約国の居住者である団体を含まないこととされています。

		改正前	改正後
配当	親子会社間	免税 (持株割合 25%以上 かつ上場法人等)	免税 (持株割合 10%以上)
		5% (持株割合 25%以上)	
	その他	15%	10%

【利子】

(1) 現行条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対する源泉地国における限度税率は10%とされています。

(2) 条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、原則として源泉地国において免税とされました。

ただし、いわゆる利益連動型の利子については、源泉地国における限度税率が10%とされました。ここでいう「利益連動型の利子」とは、次の①又は②の利子をいいます。

① 利子の額が次のものを基礎として算定される利子

- (a) 債務者又はその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入
- (b) 債務者又はその関係者の有する資産の価値の変動
- (c) 債務者又はその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金

② ①の利子に類する利子

(注) 1 「利子」とは、担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わず、全ての種類の信用に係る債権から生じた所得をいいます。特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含みます。）及び他の所得でその所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいいます。また、支払の遅延に対して課される損害金及び上記【配当】に該当する所得は「利子」には該当しないこととされています。

(注) 2 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となった債務がその恒久的施設について生じ、かつ、その利子はその恒久的施設によって負担されるものであるときは、その支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、その利子は、その恒久的施設の存在するその一方の締約国内において生じたものとされます。

【使用料】

(1) 現行条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対する源泉地国における限度税率は10%とされています。

(2) 条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、源泉地国において免税とされました。

	改正前	改正後
使用料	10%	免税

(注) 「使用料」とは、①文学上、芸術上又は学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含みます。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の使用又は使用の権利の対価として受領する全ての種類の支払金、②産業上、商業上又は学術上の経験に関する情報の対価として受領する全ての種類の支払金をいいます。

※ 現行条約では、「使用料」の定義に、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用又は使用の権利の対価として受領する全ての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受ける料金が含まれていましたが、

これらは使用料の定義から削除されました。

【適用手続について】

スウェーデンの居住者が支払を受ける配当、利子、使用料について条約の適用を受ける場合には、平成 27 年 1 月 1 日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書（免税とされる場合は、特典条項に関する付表（添付書類を含みます。）を添付する必要があります。）を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

2 給与等について他方の締約国の租税が免除される規定が修正されました。

- (1) 現行条約では、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬（以下「給与等」といいます。）については、他方の締約国においても課税できるとされていますが、その例外として、次の①から③までの要件を全て満たす場合には、他方の締約国で租税が免除されることとされています。
- ① 給与等を取得する者が、その年を通じて合計 183 日を超えない期間他方の締約国に滞在すること。
 - ② 給与等が、他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
 - ③ 給与等が、雇用者の他方の締約国内に有する恒久的施設等によって負担されるものでないこと。
- (2) 条約では、上記(1)①の要件について、「その課税年度において開始し、又は終了するいずれの 12 か月の期間においても、給与等を取得する者が他方の締約国内において滞在する期間が、合計 183 日を超えないこと」とされました。

3 源泉地国において租税が免除される一定の所得につき、条約の特典を受けるためには、条約の相手国の居住者は、その特典を定める各条項の要件を満たすとともに、いわゆる特典条項に定める一定の条件を満たさなければならないこととされました。

- (1) 現行条約では、受益者が相手国の居住者であれば、現行条約に基づく租税の減免（特典）を定める各条項の要件を満たすことにより、現行条約の特典を受けることができます。
- (2) 条約では、配当に対する源泉地国免税の範囲を拡大し、利子及び使用料に対する源泉地国免税を導入したことから、第三国の居住者が形式的に相手国の居住者となることにより条約の特典を濫用する可能性が増大することが予想されます。このため、そのような条約の濫用を防止するため、源泉地国免税となる配当、利子又は使用料（以下「特典条項対象所得」といいます。）について条約の特典を受けるためには、受益者は相手国の居住者であるとともに、その者がいわゆる特典条項に定められた所定の条件を満たさなければならないこととされました。
- ① 一方の締約国の居住者であって、他方の締約国において特典条項対象所得を取得するものは、(a)個人、(b)相手国政府、相手国の特別の法人、地方政府若しくは地方公共団体又は日本銀行若しくはスウェーデン中央銀行、(c)一定の公開法人、(d)一定の年金基金、(e)その一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（その一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限り）、(f)一定の個人以外の者、のいずれかの「適格者」に該当し、かつ、特典条項対象所得に関する規定に定める要件を満たす場合に限り、各課税年度においてその特典条項対象所得に関して特典を受けることができます（適格者基準）。
 - ② 「適格者」に該当しない一方の締約国の居住者である法人であっても、7 者以下の同等受益者がその法人の議決権の 75%以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、特典条項対象所得に関する規定に定める要件を満たす場合には、他方の締約国において取得する特典条項対象所得について特典を受けることができます（派生的受益基準）。
- (注) 「同等受益者」とは、源泉地国との間に租税条約を有している国の居住者であって次の要件を満たすもの又は「適格者」（上記①(f)一定の個人以外の者を除きます。）のいずれかの者をいいます。
- イ その租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。

- ロ その居住者が、その租税条約の適用上、適格者に該当すること（その租税条約に適格者基準がなければ条約の適格者基準により判断します。）。
- ハ 特典条項対象所得に関して、その居住者がその租税条約の適用を受けようとしたならば、条約に規定する税率以下の税率を受けるであろうとみられること。
- ③ 「適格者」に該当しない一方の締約国の居住者であっても、次の(a)から(c)までの要件を満たす場合には、他方の締約国内において取得する特典条項対象所得について特典を受けることができます（事業活動基準）。
- (a) その一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、その事業には、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。）は含まれません。
- (b) その所得が、(a)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。
- (c) 特典条項対象所得に関する規定に定める要件を満たすこと。
- (注) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国（源泉地国）内において行う事業から所得を取得する場合又は他方の締約国内で事業を行う関連企業からその他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合、その他方の締約国内において行う事業との関係においてその居住者の居住地国における事業が実質的なものである必要があります。事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断されます。
- なお、ある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たっては、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなします。一方の者が他方の者の受益に関する持分の50%以上を直接若しくは間接に所有する場合（親子会社等）又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の50%以上を直接又若しくは間接に所有する場合（兄弟会社等）には、一方の者と他方の者は、関連するものとされます。
- ④ 一方の締約国の居住者が、適格者に該当せず、かつ、派生的受益基準又は事業活動基準の規定により特典条項対象所得について特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国（源泉地国）の権限のある当局が、その他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、その居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が条約の特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定したときは、特典条項対象所得について特典を受けることができます（権限のある当局による認定）。

4 一定の優遇税制の適用を受ける法人に関して、その法人の所得及びその法人から支払われる配当については、条約による租税の減免を与えられないとする規定が設けられました。

条約の他のいかなる規定にもかかわらず、一方の締約国の居住者である法人に関し、次の①及び②のいずれにも該当する場合には、租税の軽減又は免除を認める規定は、その法人の所得及びその法人が支払う配当については適用しないことが規定されました。

- ① その法人が、次の(a)又は(b)に掲げることから生ずる所得を主としてその法人の居住地国以外の国内において取得すること。
- (a) 金融活動又は船舶による運送活動を行うこと。
- (b) 主としてその法人の居住地国以外の国内において事業を行う法人の集団の本拠若しくは調整機関又はその集団に対して管理上の役務その他の支援を行う団体であること。
- ② その法人の居住地国の法令の下において、①に規定する所得が、その法人の居住地国内において金融活動若しくは船舶による運送活動を行うこと又はその法人の居住地国内において事業を行う法人の集団の本拠若しくは調整機関若しくはその集団に対して管理上の役務その他の支援を行う団体であることから生ずる所得に比して、著しく低い租税を課されるものであること。

5 改正議定書は、源泉所得税に関するものについては、平成27年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されることとなりました。

改正議定書は、日本の源泉徴収に関するものについては、**平成27年1月1日以後支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成

27年1月1日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成27年1月1日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談室（電話相談センター）におたずねください。



この社会あなたの税がいきている